

介護保険負担限度額認定証（毎年 要更新申請）

介護保険施設への利用可能な方で、世帯全員が市町村民税非課税世帯で預貯金等の条件を満たした方が、市町村に申請すると認定証が交付され、食費や居住費が軽減されます。

介護保険負担限度額認定証は、入所及び短期入所（ショートステイ）で利用できます。

●申請窓口●

市町村（介護保険の窓口）

●申請にあたって必要な書類●

申請時は、預貯金等の資産の額を証する書類をご用意いただく必要があります。

その他、申請にあたっては同意書に印鑑が必要です。

預貯金等の資産【例】	申請に必要な書類
預貯金（普通・定期）	すべての口座の表紙及び最終記帳ページ等、口座名義及び残高の確認ができる書類 （最後に記帳してから2か月以内のもの）
現金	-
有価証券 （株・国債・地方債・社債等）	証券会社や銀行の口座残高の写し等
金・銀（積立購入を含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し等
投資信託	銀行、信託会社、証券会社等の口座残高の写し等
負債（住宅ローン等）	残高証明書等

介護保険負担限度額認定証は、申請月の1日から交付を受けることができます。

※申請前の月に遡ることはできませんのでご注意ください。

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和8年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
	生活保護受給者	要件なし	預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が82.65万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が82.65万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

負担軽減の対象となる低所得者

		基準費用額 (月額 (月額))	負担限度額 (月額 (月額)) ※短期入所生活介護等 (月額) 【】はショートステイの場合				
			第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階① 第 3 段階②		
食費		1,545円 (4.7万円)	300円 (0.9万円) 【300円】	390円 (1.2万円) 【600円 (1.8万円) 】	680円 (2.1万円) 【1,030円 (3.1万円) 】	1,420円 (4.3万円) 【1,360円 (4.1万円) 】	
	多床室	特養等	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	530円 (1.6万円)	
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697円 (2.1万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	530円 (1.6万円)
居住費	多床室	老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	
		特養等	1,231円 (3.7万円)	380円 (1.2万円)	480円 (1.5万円)	880円 (2.7万円)	980円 (3.0万円)
	従来型 個室	老健・医療院等	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,470円 (4.5万円)
		ユニット型個室的多床室	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,470円 (4.5万円)
	ユニット型個室		2,066円 (6.3万円)	880円 (2.6万円)	880円 (2.6万円)	1,370円 (4.2万円)	1,470円 (4.5万円)